

教育研究業績書

令和4年5月1日

氏名 赤木 拓人

研究分野	研究内容のキーワード
社会的養護、子ども家庭福祉	養子縁組、里親、児童の最善の利益

教育上の能力に関する事項

事項	年 月	概要
1 教育方法の実践例		
1. Classroom を利用した授業のサポート	令和4年4月～	帝京学園短期大学保育学科の「日本国憲法」「子ども家庭福祉」「社会的養護Ⅰ」において、Google の提供する Classroom を利用して情報提供や質問の受付を行う。このメリットとしては、次の授業を待たずに質問や相談ができること、授業内では発言しにくい学生も個別に質問ができること、受講者全員に必要な情報発信ができることである。
2. 記述式プリントを利用した授業	令和4年4月～	帝京学園短期大学保育学科の「日本国憲法」「子ども家庭福祉」「社会的養護Ⅰ」「保育実習指導Ⅲ」では、各授業で配布するプリントには各自が考えたことの記入欄を設けている。受講者に問いかけ、思考及び記述し、数名から発表してもらうことで、双方向性を持った授業の運営につながっている。
3. 小レポートによる復習の動機付け	令和4年4月～	帝京学園短期大学保育学科の「日本国憲法」「子ども家庭福祉」「社会的養護Ⅰ」で実践した。授業実施日の2日後までに小レポートを提出させる。これにより、授業内容を確実に定着させ、次回の授業の理解を促すものとなっている。
4. オフィスアワーの活用	令和4年4月～	帝京学園短期大学保育学科の「保育実習指導Ⅰ（保育所）」で実践した。授業の時間外に希望する学生を対象に自由な雰囲気の中で質問や相談を受け付けた。これによって学生の理解度や問題意識、説明の不十分な点を把握し、指導に反映させた。
2 作成した教科書・教材		
3 教育上の能力に関する大学等の評価		
4 実務の経験を有する者についての特記事項		
5 その他		

職務上の実績に関する事項

事項	年 月	概要
1 資格, 免許, 特許		

2	学校現場等での実務経験			
3	実務の経験を有する者についての特記事項			
4	その他			
研究業績等に関する事項				
著書、学術論文等の名称	単著・共著の別	発行年月	出版社又は発行雑誌等の名称	概要
1 特別養子縁組における子の福祉に関する研究(修士論文)	単著	平成 28 年 3 月	神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科	<ul style="list-style-type: none"> ・指導教員名 新保 幸男 ・概要 特別養子縁組の趣旨として「子の福祉」があげられるが、その内容について近接領域においても明らかとなっていないことから、公刊されている裁判例を対象とした文献調査を行うことで、裁判例における「子の福祉」概念を明らかにすることを目的に調査を行った。本研究では父母の同意(民法 817 条の 6)、子の利益のための時別の必要性(同法の 7)が争われた裁判例ごとに考察し、心理的親子関係、実親子関係同様の関係の形成、長期の安定した監護養育環境は「子の福祉」に沿うと判断されること、将来的な実親による監護養育の可能性を考慮して、特別養子縁組の成立によって「子の福祉」が増進するかの判断を行っていること等が明らかとなった。
2 特別養子縁組審判例における特別養子縁組の養親となるものの適格性に関する研究	共著	平成 28 年 7 月	厚生労働科学特別研究報告書「里親認定に係る研修に関する研究」(H27-特別-指定-037)	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載ページ p.91 - p.102 ・担当部分 裁判例の分析及び考察 ・共著者名 新保 幸男 ・概要 特別養子縁組における養親となる者の要件について、特別養子縁組に関して公刊されているすべてと思われる裁判例を対象として「適格(性)」という語に注目して分析を行った。その結果、経済状況や監護養育状況、夫婦関係、職業等が養親となる者の適格性の要件とされていること、養親となる者と養子となる者の年齢差については実務上考慮されている可能性があるが、本研究からは我が国においては養親となる者の適格性の要件として考慮されていないことが明らかとなった。養子縁組里親の研修義務化により、研修の受講の有等が審判の結果にどのような影響を与えていくか検証していく必要性がある。
3 特別養子縁組における「子の福祉」に関する研究	共著	平成 29 年 12 月	子ども家庭福祉学第 17 号	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載ページ p.62 - p.75 ・担当部分

<p>— 公刊された裁判例の分析から — (査読あり)</p>				<p>主に p.62-p.63 を除く部分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共著者名 新保 幸男 ・概要 特別養子縁組における「子の福祉」について、公刊されている裁判例を対象として、「福祉」という語に注目して分析した。その結果、裁判例において「子の福祉」という語は、理念や理想的価値、判断の尺度、申立を認容・却下・取消差戻しする目的として使用されていること、「子の福祉」が特別養子縁組の目的の一つであること、「監護養育」が「子の福祉」を考える際の要素の一つであること、「子の福祉」が実親と養親の監護養育を比較することでわかる相対的概念であること、が明らかとなった。
<p>4 民法等の一部改正による特別養子制度の評価と課題—「新しい社会的養育ビジョン」と調査結果に基づいて</p>	<p>単著</p>	<p>令和2年 3月</p>	<p>立正大学大学院法学研究科研究年報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掲載ページ p.15 - p.24 ・概要 改正特別養子制度が児童福祉政策においてどのように運用されるべきかを明らかにするために、「社会的養育ビジョン」や法制審議会特別養子制度部会等の資料を参照しながら検討した。その結果、養子となる者の年齢要件の緩和、養子となる者の特別養子適格と養親子のマッチングをそれぞれ別に判断する手続きの変更、実親による同意撤回の制限は子どもに安定した養育環境を提供するのに資するとわかった。しかし、特別養子縁組の利用促進の前提として、里親の推進を推進や児童相談所と養親縁組あっせん団体との連携等を進めていく必要があると結論付けた。
<p>(学会発表、講演等)</p>				
<p>1 里親認定前研修の現状に関する研究—児童相談所設置自治体への平成28年2月時点での実態調査</p>	<p>共同</p>	<p>平成 28 年 6 月</p>	<p>第 17 回日本子ども家庭福祉学会全国大会(於日本社会事業大学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 2016 年の改正児童福祉法施行前時点での里親認定前研修の状況について、各児童相談所を対象とした調査により、養育里親と養子縁組里親それぞれの実態を明らかにした。
<p>2 特別養子縁組審判例から見る養親となる者の適格性に関する一考察</p>	<p>共同</p>	<p>平成 28 年 6 月</p>	<p>第 17 回日本子ども家庭福祉学会全国大会(於日本社会事業大学)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 特別養子縁組の裁判例の分析から、養親となる者の適格性の基準について検討した。その結果、「経済状況」「夫婦関係」「学歴」など多様な要素を総合的に考慮し、判断していることが明らかとなった。
<p>3 「養子縁組里親」希望者を</p>	<p>共同</p>	<p>平成 28 年 9 月</p>	<p>日本社会福祉学会第</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男

対象とする認定前研修に関する研究			64 回 秋季大会（於 佛教大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・概要 <p>養子縁組里親希望者を対象とした認定前研修について、児童相談所や養子縁組あっせん団体の担当者への調査を実施した。その結果、認定前研修ではオーダーメイド型研修が理想ではあるが、レディーメイド型研修で対応することが現実的であること、実親や養親の自己の変化を考慮して行う必要があることがわかった。</p>
4 特別養子縁組裁判例における子の福祉に関する研究	共同	平成 28 年 9 月	日本社会福祉学会 第 64 回 秋季大会（於 佛教大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 <p>特別養子縁組において「子の福祉」という言葉がどのように考えられてきたのか、裁判例を中心に分析を行った。その結果として、審判が認容される要素として大きくかかわっていることが判明した。</p>
5 特別養子縁組における子の福祉に関する研究－公刊された裁判例を対象として	共同	平成 29 年 3 月	日本社会福祉学会 関東地域部会 2016 年度 研究大会（於 明治学院大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 <p>特別養子縁組において「子の福祉」とは何かを明確化することを目的として、裁判例を対象に分析を行った。そこから、「子の福祉」が特別養子縁組の目的の一つであること、また当該概念を考える際の視点について示唆を得た。</p>
6 「子の福祉」に関する研究－特別養子縁組裁判例における言葉の使用法に注目して	共同	平成 29 年 10 月	日本社会福祉学会 第 65 分回 秋季大会（於 首都大学東京）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 <p>特別養子縁組の裁判例において「子の福祉」という語をどのような意味で用いているか検討した。そこでは、「子の福祉」という語が、理想的価値、判断の尺度、認容・却下等を示す手段という3通りの意味をもって用いられていることが明らかとなった。</p>
7 児童福祉法第 2 条の『最善の利益』についての研究－“interest”と stimulus との関係を中心として	共同	平成 30 年 3 月	日本社会福祉学会 関東部会 2017 年度 研究大会（於 明治学院大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 <p>「児童の最善の利益」の英語表記における“interest”に着目し、日英それぞれから得られる言葉の感覚に注目しながら、“stimulus”概念について意識して考察した。そこから、児童の主体的な興味や利害を最善にするために、児童に内在する資質を活性化させる児童福祉専門職の実践が求められるとの示唆を得た。</p>
8 特別養子縁組における民法 817 条の 7 の要件について－連れ子養子に関する審判例を通じて	共同	平成 30 年 6 月	第 19 回 日本子ども家庭福祉学会 全国大会（於 神奈川県立保健福祉大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 <p>原審と抗告審で結論が分かれた裁判例について、その結論の妥当性について検討することで、特別養子縁組における要保護要件について考察した。原審の判断は過去の裁判例の基準にも適合しており、妥当であったと考えら</p>

				れ、本件と同様に親族養子である場合には、要保護要件はより厳格に判断される必要があると結論づけた。
9 特別養子縁組における要保護要件—大阪高裁平成 27 年 9 月 17 日から考える	共同	平成 30 年 9 月	日本保健福祉学会第 31 回学術集会（於神奈川県立保健福祉大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 原審と抗告審で結論が分かれた裁判例について、その結論の妥当性について検討することで、特別養子縁組における要保護要件について考察した。原審の判断は過去の裁判例の基準にも適合しており、妥当であったと考えられ、本件と同様に親族養子である場合には、要保護要件はより厳格に判断される必要があると結論づけた。
10 特別養子縁組における父母の同意不要要件に関する一考察	共同	令和元年 3 月	日本社会福祉学会関東地域部会 2018 年度研究大会（於駒澤大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 特別養子縁組の利用が促進されない背景として指摘される、実親の同意不要要件について、その明確化を目的として裁判例を分析した。考察を通じて、詳細な事実認定を行って検討することは明らかとなったが、判断の過程は多様であることが明らかとなった。
11 特別養子制度の目的と課題—民法等の一部改正を受けて	単独	令和 2 年 3 月	日本社会福祉学会関東地域部会 2019 年度研究大会（於駒澤大学）	<ul style="list-style-type: none"> ・共同発表者名 新保 幸男 ・概要 改正特別養子制度が、これまで指摘されてきた本制度の抱える課題を克服する内容となっているのか、法制審議会や裁判例等の資料を参照しつつ検討を行った。その結果、本改正は制度の利用促進という観点に鑑みてその役割を果たすものであるということが出来る。しかし、実親の同意に関して、撤回に制限はくわえられたが、同意不要事由について明確化されないという課題が残っていることが明らかとなった。
12 特別養子制度の改正と残された課題—成立の手続きの見直しを中心に	単独	令和 3 年 8 月	福祉学研究会第 4 回学術集会（於 WEB）	特別養子縁組の利用を促進するという観点からなされた特別養子制度の成立手続きの見直しによって克服された課題、積み残された課題について、文献を対象に検討した。特別養子縁組の申立ては、実質的に実親子の法的関係の解消を求めため、養親となる者に心理的負担を負わせているとの指摘があり、児童相談所長による申立てが可能となったことによって解消された。しかし、第 2 段階の手続きにおいて養親子のマッチングが不調となって却下されることも十分に考えられることから、その場合における支援体制を構築する必要がある。